

資料編 I

～北方領土と教科～

A 北方領土を知る ～学校設定科目『地域研究』板書計画から抜粋～

はじめに

以下に示す内容は、平成22年度に本校2学年の選択科目として設定された、学校設定科目『地域研究』内で行った学習内容である。担当者の板書計画を一部再構成したもので、見づらい部分はあると思うが、高校生向けに作成したものであり、基礎的内容を含んでいるため記載させていただいた。ただ、北方領土についての基礎的知識については、諸先輩方が苦難を乗り越え作成した資料が多く入手できるので、そちらの方を重点的に活用されたい。

Ⅰ 戦前における北方領土のあらまし

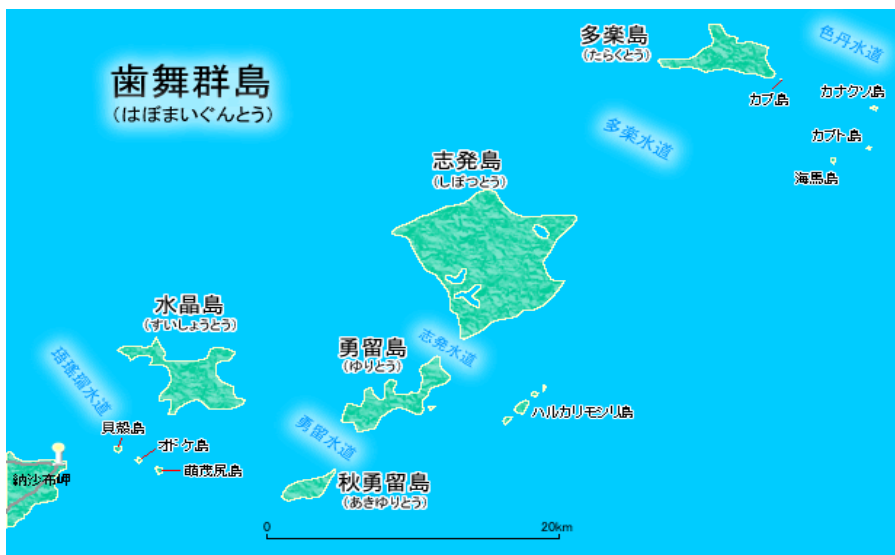
1-1 位置・地勢・面積

① 歯舞群島・色丹島

<歯舞群島>

*花咲郡歯舞村

- 1 志発島(しほつとう)
- 2 水晶島(すいしょうとう)
- 3 多楽島(たらくとう)
- 4 勇留島(ゆりとう)
- 5 秋勇留島(あきゆりとう)
- 6 貝殻島(かいがらじま)
- 7 春菫島(はるかりとう)



出典 <http://imagic.qee.jp/sima/hokkaido/habomai.html>

(補足 歯舞群島の名称について～国土交通省国土地理院HPより抜粋～)

歯舞諸島については、根室市から「北方領土返還要求運動の現場や教育現場で、歯舞群島や歯舞諸島が使われ混乱が生じている」と歯舞群島への地名変更の要望が国土地理院に寄せられており、国土地理院と海上保安庁海洋情報部で構成する「地名等の統一に関する連絡協議会」において、決定地名の歯舞諸島(はほまいしよとう)を歯舞群島(はほまいぐんとう)へ変更しました。

<色丹島>

*色丹郡色丹村

② 国後島・択捉島

<国後島>

*国後郡泊村(くなしりぐん とまりむら)

*国後郡留夜別村(くなしりぐん るよべつむら)

<択捉島>

*択捉郡留別村(えとろふぐん るべつむら)

*紗那郡紗那村(しやなぐん しやなむら)

*紗那郡薬取村(しやなぐん しべとろむら)



出典 <http://imagic.qee.jp/sima/hokkaido/hokkaido.html>

③地質学上の構造

- ・千島火山脈に属する(山が高い) → 阿頼度富士(あらいどふじ) 2,385m
 - 爺茶岳(ちやちやだけ) 1,822m
 - 南散布山(みなみつりつぶやま) 1,585m
- ・河川は短く、急流が多い。 → 薬取川(しべとろがわ) 26km
- ・択捉島 → 3,184km。東京ドームの68個分、東京都の1.5倍、沖縄本土の2.6倍、鳥取県とほぼ同じ大きさ。

1-2 気候

① 気温

- ・海洋の影響を受ける(オホーツク海と太平洋)
- ・釧路地方より温暖
- ・氷点下10度以下 → オホーツク海側(40日前後)、太平洋側(30日前後)
- ・月平均10度以上 → 6~10月、夏平均13度、
夏特有の海霧のため日照時間が少ない、海からの冷涼な空気の流入

② 降水量

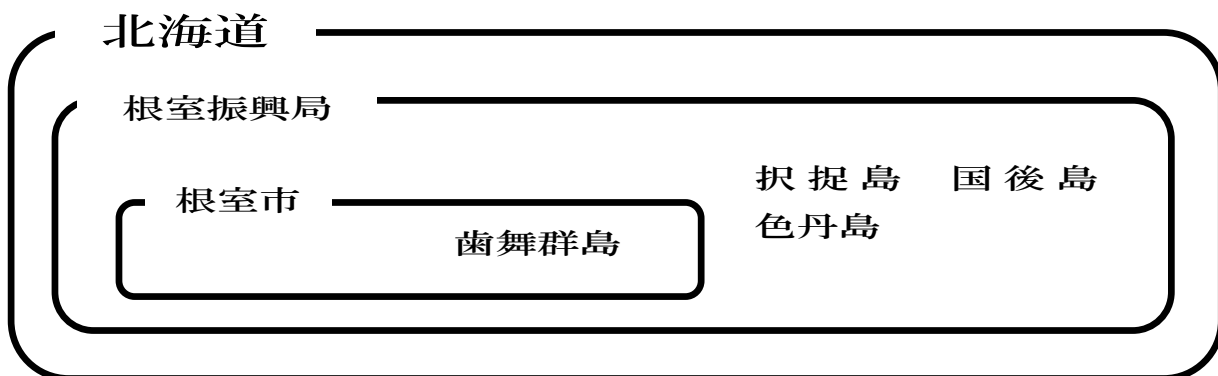
- ・冬季(10~3月)→大陸から強い季節風(オホーツク海側 100ミリ前後)
- ・夏季は若干太平洋側が多くなる。
- ・降水日数→冬季連日のようにオホーツク海側に降雪(太平洋は少ない)
夏季はオホーツク海側、太平洋側ともに差はない。

③ 風

- ・四季を問わず、低気圧の経路(冬は列島の北西側、夏季は南東側)。
- ・年間を通じ、風勢が強い。
- ・冬季は雪を伴う偏西風が続く。
- ・月20前後が暴風。
- ・夏季は平穏。(北海道の他の地方と類似)

② 終戦当時の各島のあらまし

③ 現在の行政上の関係



④ 自然と動植物

⑤ 北方領土小史

1644年 『正保御国絵図(しょうほおくにえず)』

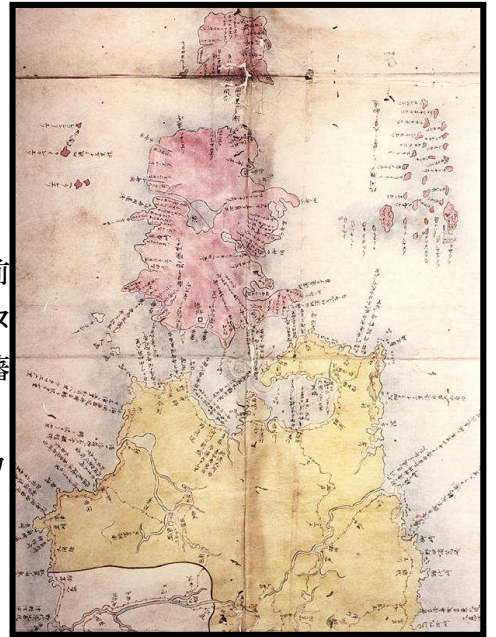
→ 徳川幕府が松前藩から提出された領地図を基に作成した公式地図。
「えとろほ」「くなしり」「うるふ」などの記述がみられる。

1715年 松前藩主【第5代 松前 矩広(まつまえ のりひろ)】

幕府への上申書「北海道本島、千島列島、カムチャッカ、樺太は松前藩領で自分が統治している。これらの地域にはアイヌ人がそれぞれ住み、酋長がいるが、総支配は松前藩が行っている」

はじめ、厚岸(あつけし)を中心に交易を行い、キリタツプや根室のノッカマップへと拡大。

1754年には、国後島に「場所」を開き、択捉島やウルップ島にまで及んで交易を行う。



○ロシアの南下

16~18世紀 ウラル山脈を越えてシベリアに進出→清国に妨げられ、東方へ進出。

1643年 インドネシアのジャカルタ駐在のオランダ総督が派遣した「マルチン・ド・フリース船長」がウルップ島に上陸

フリース船長の航海日誌や地図により、ヨーロッパに千島列島が紹介

択捉島 → スターテンランド(国家島の意)

得撫島 → カンバニースランド(会社島の意) と命名。カンバニースランドをアメリカと誤認するような地図を作成。

1711年 千島列島を探検

1785年 徳川幕府が初めて調査隊を派遣

工藤平助『赤蝦夷風説考』を幕府に提出

老中 田沼意次が調査隊を派遣

最上徳内『蝦夷草子』 → 国後島から択捉島に渡ってロシアの南下状況を克明に調査。

1792年 エカテリーナ2世の命を受けたロシア人のアダム・ラクスマンがカムチャッカに漂着した日本人の大黒屋光太夫らを同行して根室に入港。

→老中 松平定信：鎖国という国法を変えることはできない。

松前藩を通して、次のように回答。

- ① ロシアへの国書は受け取れない。
- ② 江戸への来港は許可できない。
- ③ 漂流民の送還については感謝する。
- ④ 通商の申し込みは長崎で行う。

○千島の開拓

ロシアの南下の動き → 千島・樺太を含む蝦夷地を幕府直轄地として統治することとし、1798年4月、180余名の大規模巡察隊を蝦夷地に派遣。

- ・近藤重藏 : 最上徳内らと国後・択捉を調査。択捉島に「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建てる。
- ・高田屋嘉兵衛 : 辰悦丸に乗り、国後島と択捉島の間の航路を開く。

○国境の画定

- ・1804年 ロシア皇帝アレキサンドル1世の使節レザノフが幕府とラクスマンとの約束を頼りに長崎へ来航
- ・幕府が拒否。レザノフは部下に命じて樺太や択捉島で日本人へ暴行を加える。
- ・幕府は守備の立て直し。(ロシア船は打払う)
- ・1811年 ロシア軍艦ディアナ号の艦長ゴローニンが国後島の泊に上陸した際、拘禁される。
- ・ゴローニンを取り戻すため、副艦長リコルドは努力を続ける。
- ・リコルドは報復として日本船を襲い、高田屋嘉兵衛を捕らえる。
- ・高田屋嘉兵衛とゴローニンの交換釈放。
- ・1853年 ロシア皇帝のニコライ1世、プチャーチンに訓令し、長崎に派遣。樺太と千島の国境画定申し入れ。交渉はまとまらず。

ニコライ一世のプチャーチン提督宛訓令(抜粋)

1853年2月24日 皇帝署名

1853年2月27日第730号

長崎表及び御老中宛ての書簡(オランダ語訳付き)は本書に別添の行囊にて送付するが、これらの内より重要な御老中宛ての書簡の内容につき、外務省として以下の通り説明しておくべきと考える。

この書簡(長崎表宛ての書簡と同様、その写しを別添してある)においては、我々との通商関係開設に関する日本側への提案、及び迫って指定する我々の商船(必要があれば軍艦も)に対する日本の港湾への寄港許可に関する提案の他、露日間の国境画定の要求も提示してある。国境問題に直ちに取り掛かるとの考えは、根拠のあるものと思われる。なぜなら、このことを通じ、我々はいわば日本人が我々と交渉に入ることを余儀なくさせ得るからである。他の場合であれば、彼らは自らの慣習により直ちにこれを回避し、否定的な回答を出すであろうが、国境を明確にしたいとの我々の要望は、彼らにとり拒絶し難いものである。正にこの問題を用いることで、我々は日本政府から一層の譲歩を引き出すことが出来る。

この国境問題に関する我々の要望は、(我々の利益を損なわない範囲で)可能な限り寛大なものであるべきである。なぜなら、通商上の利益というもう一つの目的の達成こそが、我々にとり真の重要性を持つからである。クリル諸島の内、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより(今日既に事実上そうであるように)我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。日本政府が予想に反してウルップ島に対し自らの権利を主張する場合には、先方に対し、この島が我々のあらゆる地図中でロシア領と記載されていること、また、アメリカ及びその種々の水域におけるロシア領を管轄する露米会社が、他の我々のクリル諸島と同様ウルップ島を支配下に置き、更には住民すら有していることは、その帰属についての最良の証拠をなすものであり、一般にこの島はクリル諸島における我々の領土の境とみなされている旨を説明し得よう。

(<http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/18530227.html> より抜粋)

- ・1855年 交渉の場を下田に移して続行。「日本国魯西亜通好条約」(日露和親条約)が調印。→日露の国境が画定

○樺太千島交換条約

- 1869年 北方開拓のために「開拓使」の設置。北方四島は郡制の中に組み入れられた。
- 1874年 榎本武揚を特命全権大使としてロシアに派遣。【「日魯通好条約」で両国民混住の地とされた樺太全島はロシア領となり、その代りに、ロシア領であったクリル諸島(得撫島から占守島までの18島)が日本の領土となった。】
- 郡司成忠(ぐんじしげただ)：1893年(明治26年)、外国から千島列島を守るとともに、開発を進めようと考え、千島報効義会(ちしまほうこうぎかい)を興した。そして、占守島、捨子古丹島、幌筵島にそれぞれ隊員を上陸させ、越冬を試みた。しかし、捨子古丹島と幌筵島の隊員は全員病死するという結果になり、1904年に日露戦争が始まり、多くの隊員が引き揚げ、失敗に終わった。

樺太千島交換条約

1875年5月7日 「セント・ピーターズブルグ」ニ於テ署名

1875年8月22日 東京ニ於テ批准書交換

大日本国皇帝陛下ト

全露西亜国皇帝陛下ハ今般樺太島(即薩哈唎島)是迄両国雑領ノ地タルニ由リテ屢次其ノ間ニ起レル紛議ノ根ヲ断チ現下両国間ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ為メ

大日本国皇帝陛下ハ樺太島(即薩哈唎島)上ニ存スル領地ノ権理

全露西亜国皇帝陛下ハ「クリル」群島上ニ存スル領地ノ権利ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ

大日本国皇帝陛下ハ海軍中將兼在露京特命全権公使従四位榎本武揚ニ其全権ヲ任シ

全露西亜国皇帝陛下ハ太政大臣金剛石装飾露帝照像金剛石装飾露国「シント、アンドレアス」褒牌「シント、ウラジミル」一等褒牌「アレキサンドル、ネフスキー」褒牌白鷺褒牌「シント、アンナ」一等褒牌及「シント、スタニスラス」一等褒牌
仏蘭西国「レジウン、ド、オノール」大十字褒牌西班牙国金膜大十字褒牌澳太利国「シント、エチーネ」大十字褒牌金剛石装飾露生国黒鷲褒牌及其他諸國ノ諸褒牌ヲ帶ル公爵「アレキサンドル・ゴルチャコフ」ニ其全権ヲ任ゼリ

右各全権ノ者左ノ条款ヲ協議シテ相決定ス

第一款

大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島(即薩哈唎島)ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スル一切ノ権理ヲ全露西亜国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

第二款

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島(即薩哈唎島)ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及び君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

(以下略)

明治8年5月7日即1875年4月25日/5月7日 比特堡府ニ於テ

榎本武揚 (印)

ゴルチャコフ (印)

○ソ連の不法占拠

- 1941年12月8日 太平洋戦争 開戦
- 1945年4月5日 → 1941年4月25日に日ソで批准した「日ソ中立条約」の不延長を通告。

8月8日：8月9日宣戦布告することを通知【ただし、宣戦布告を東京に駐ソ大使が打電するも届かず。宣戦布告の事実を日本は知らなかった】

8月9日：ワシレフスキー将軍ら160万のソ連極東軍
→ソ連と満州国境、モンゴル、ウラジオストク、ハバロフスクからの総攻撃。

「日ソ中立条約」の有効期限内(1946、4、25失効)

8月11日：樺太において、バーツロフ大将の指揮する約35,000人が北緯50度を越えて侵入。約20,000人の日本軍と戦闘。

8月14日：日本「ポツダム宣言」を受諾

8月16日：グネチコ将軍の指揮するソ連軍がカムチャッカ方面から侵入。

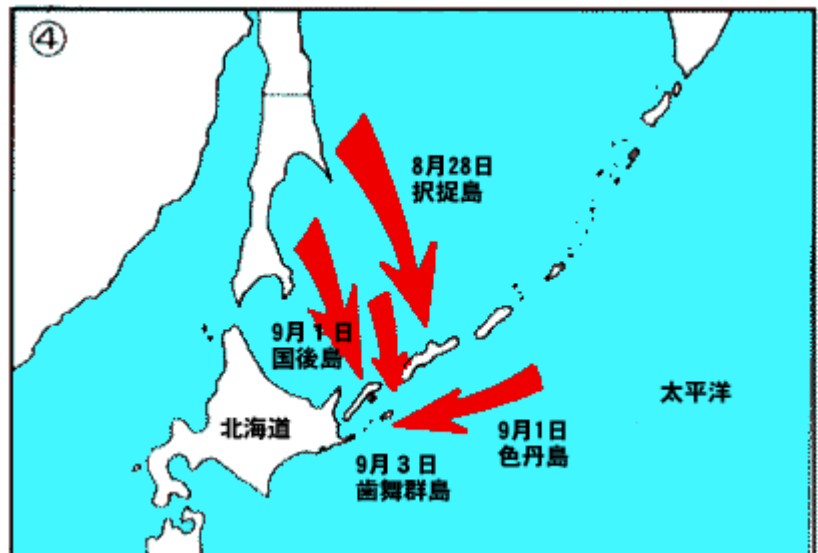
8月18日：占守島(しゅむしゅとう)にグネチコ将軍が上陸。約25,000人の日本守備隊と交戦。
日本軍は北部方面軍司令部の命令により交戦を中止。

8月23日：占守島で日ソ両軍現地停戦協定を締結。武器をソ連軍に引き渡す。

ソ連軍侵攻図

→
<http://www.hoppou.go.jp/gakusyu/history/index6.html> より

- 8月24日：占守島占領
- 8月28日：択捉島占領
- 9月1日：色丹島・国後島
- 9月2日：降伏文書調印
- 9月3日：歯舞群島占領



- 1946年2月2日 ソ連は「南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令」を発し、北方四島を自国領に編入。
- 1947年から1949年にかけて、強制的に日本本土に引き揚げ。

○日ソ国交の回復

- 1951年9月4日：ソ連を含む52カ国「サンフランシスコ講和会議」
- 1951年9月8日：日本とソ連を除く48カ国「サンフランシスコ平和条約」
→日本は主権を回復。国際社会への復帰。
- 1951年10月19日「日ソ共同宣言」：紛争状態の終結と国交回復

ポツダム宣言

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ)

- 一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引續キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ヲ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ
- 十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
- 十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊)

サンフランシスコ平和条約

第二条

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言

1956年10月19日 モスクワで署名

1956年12月12日 東京で批准書交換

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。

日本国側からは、内閣総理大臣 鳩山一郎 農林大臣 河野一郎 衆議院議員 松本俊一が参加し、

ソヴィエト社会主義共和国連邦側からは、ソヴィエト連邦大臣会議議長 エヌ・ア・ブルガーニン ソヴィエト連邦最高会議幹部会員 エヌ・エス・フルシチョフ

ソヴィエト連邦大臣会議議長第一代理 ア・イ・ミコヤン ソヴィエト連邦第一外務次官 ア・ア・グロムイコ

ソヴィエト連邦外務次官 エヌ・テ・フェドレンコが参加した。

相互理解と協力の雰囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役立つものであることについて完全に意見が一致した。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
- 2 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。
- 3 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同意章第2条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
 - (a) その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
 - (b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。
- 4 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。
- 5 ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。
- 6 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。
- 7 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。
- 8 1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁業の規制及び制限のための措置を執るものとする。
- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。
- 10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

1956年10月19日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書2通を作成した。

日本国政府の委任により 鳩山一郎 河野一郎 松本俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により N・ブルガーニン D・シェビーロフ

<http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19561019.html> より抜粋

日ソ共同宣言以降の小史については、紙面の関係上割愛させていただいた。ここで紹介した小史は授業を想定に構成したものであり、「東京宣言」「クラスノヤルスク合意」「川奈合意」や「G8北海道洞爺湖サミット」等の最近の状況については、市販等の書籍に譲りたい。

⑥ 北方領土の返還運動 ～はじまり。根室町長 安藤 石典～

① 終戦時の根室

1945年7月14日・15日 米軍による空襲(市街の約8割焼失、罹災者約11,000人)

*『島の人』と『本家の人』

『島の人』→ 北方領土在住の人(本土へ送還)

『本家の人』→ 根室在住の人



親しみを込めて互いに往復

② 根室町長 安藤石典とGHQ マッカーサー

島民の願い：「故郷へ帰りたい」

根室町長 安藤石典(あんどう いしすけ)

- ・戦災者の救助
- ・引揚げ者の受け入れ対策
- ・返還運動推進の陣頭指揮



昭和20年12月1日 GHQ マッカーサー宛に陳情書提出

： 北海道附属島嶼復帰懇請陳情書

→北方領土返還運動のはじまり

北海道附属島嶼復帰懇請委員会の成立

.....

作成 教諭 楠本 学